

平成28年度の介護保険料の納入通知書をお送りします

65歳以上の方に納めていただく平成28年度の納入通知書を7月上旬にお送りします。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

1. 介護保険の仕組み

介護保険は、加入者（被保険者）が納めていただく保険料と、国・道・町からの公費（税金）を財源に、介護や介護予防が必要な被保険者に必要なサービスを提供して、被保険者自身とその家族を支えることを目的としています。

サービスに掛かる費用は、利用者に1割を負担していただき、残りを保険料と公費（税金）で半分ずつ負担する仕組みになっています。

2. 第1号と第2号の被保険者

介護保険の加入者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に分かれています。65歳の誕生日を迎え第1号被保険者になると、介護保険料の納め方が変わり、医療保険とは別に一人一人が直接町に納めていただくようになります。第1号被保険者としての介護保険料の納入は、65歳になった月（誕生日の前日の属する月）分から始まります。

第2号被保険者の場合、加入している医療保険の保険料に合わせて、介護保険料を納めていただきます。

3. 介護保険料の決め方

第1号被保険者の平成28年度分の介護保険料は、世帯の課税状況と本人の所得などに応じて決められています（下表参照）。なお、各段階の保険料額は3年ごとに見直しが行われます。

段階	所得区分	算出基礎	平成28年度～	
			年 額	月 額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の方で本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.45	30,000円	2,500円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	50,000円	4,167円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人年金収入等が120万円を超えている	基準額×0.75	50,000円	4,167円
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）の方で、本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.9	59,900円	4,992円
第5段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）の方で、本人の年金収入等が80万円を超えている方	基準額×1.0	66,600円	5,550円
第6段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	79,900円	6,658円
第7段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.3	86,600円	7,217円
第8段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.5	99,900円	8,325円
第9段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額×1.7	113,200円	9,433円

お問い合わせ 保健福祉課介護・自立支援グループ

★有料広告

町のリフォーム補助と合わせた
住宅ローンも受付中!



マイカーローンもご相談を!



心のふれあう おつきあい

おさしんきん

かみのくに支店

TEL 55-2616

お気軽にお問い合わせください!